

## 一般社団法人岩手県薬剤師会ホームページ管理運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、インターネット上の一般社団法人岩手県薬剤師会（以下「本会」という。）のWEBサイト（以下「ホームページ」という。）の管理及び運用に関し、必要な事項を定める。

### (ホームページの趣旨)

第2条 本会ホームページの公開目的は、次の通りとする。

- (1) 本会の特色や会員の活動を広く一般に公開し、本会の活動への理解と協力を得る為に活用する。
- (2) 地域社会への活動への開かれた窓口として活用し、本会の活動をより充実、発展したものにするため活用する。
- (3) 本会会員の資質向上と会員ならびに関係各位の相互のコミュニケーションのために活用する。

### (運用責任者)

第3条 本会の広報・情報システム委員会担当副会長をホームページの運用責任者とし、運用責任者は次の事務を分掌する。

- (1) ホームページ全体の構成及びトップページ等の全体に共通するページを管理すること。
- (2) 情報の掲載期間、情報の内容及びデザイン等を定期的を確認すること。
- (3) ホームページの構成、検索ルート及び情報の内容を調整すること。
- (4) 新たに情報を掲載する場合の掲載範囲を調整すること。
- (5) その他運用全般に関すること。

### (情報管理者)

第3条 本会の広報・情報システム委員会の委員長を情報管理者とし、情報管理者は次の事務を分掌する。

- (1) ホームページの内容を決定すること。ただし、次に掲げる事項については、運用責任者の承認を受けること。
  - ア 本会の重要な計画に関する情報。
  - イ 本会の財政状況に関する情報。
  - ウ 一般県民の関心の高い重要な施策に関する意見の公開に関する情報。
  - エ その他運用管理者が必要と認める情報。
- (2) ホームページに掲載した情報を適切に管理すること。
- (3) ホームページの運用等に必要なID及びパスワードを適切に管理すること。
- (4) 本会の事業活動に関する情報の掲載の調整を行うこと。
- (5) その他ホームページの情報を管理すること。

### (ホームページ担当者)

第4条 本会の事務局に、ホームページの内容、作成及び更新の作業を担当するホームページ担当者を置くものとする。

- 2 前項に規定するホームページ担当者は、本会の事務局長が指名する。
- 3 ホームページ担当者は、作業等の内容についての履歴を記録する。

(掲載する情報等)

第5条 情報管理者は、次の情報をホームページに掲載するよう努めるものとする。

- (1) 本会の事業に関する情報及びサービス
- (2) 本会の会員又は県民の閲覧に供するために作成された各種の書類、パンフレット、広報紙等の情報
- (3) 本会の会員又は県民等に周知させることを目的として作成した情報
- (4) その他情報管理者が公益上必要と認める情報

2 本会の委員会及び地域薬剤師会からの情報掲載の依頼方法は、別途、情報管理者が定める。

(掲載の決裁等)

第6条 ホームページ構成の変更を必要とする情報をホームページに掲載しようとするときは、運用責任者及び情報管理者の決裁を得てこれを行うものとする。

2 前項に該当しない情報は、掲載後に運用責任者及び情報管理者が確認する。

(掲載する情報の制限)

第8条 ホームページに掲載する情報は、広報の公共性、中立性及び品位を損なうおそれがないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令及び条例等に違反する（違反する恐れがある）もの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 本会の名誉をき損し、及び信用を損なうもの
- (4) 個人、団体等を誹謗中傷する内容のもの
- (5) 著作権、知的所有権、肖像権等を侵害するもの
- (6) 政治活動、宗教活動、選挙運動等に関する内容のもの
- (7) 営利を目的とするもの。ただし、運用責任者が特別に掲載することを認めるものを除く。

(個人情報制限)

第9条 個人情報に関わる内容の掲載については、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、当該個人が本人の個人情報に関わる内容の掲載について了承した場合は、この限りでない。

- (1) 個人名等の掲載は、必要最小限に留めること。
- (2) 個人を識別できる写真及び映像は、本人が不利益を被ることがないことが明らかなる場合を除き掲載しないこと。
- (3) 個人の電話番号及び電子メールアドレスなどの個人情報は、原則として掲載しないこと。

(他ホームページからのリンク)

第10条 他のホームページからのリンクは、リンク先のホームページの内容が第8条第1号から第7号のいずれかに該当すると判断される場合を除き、原則として自由とする。

2 ホームページへリンクしようとするときは、原則としてトップページにリンクするものとする。

(他ホームページへのリンク)

第11条 ホームページから他ホームページへのリンク先は、次に該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体
  - (2) 本会の関係機関及び団体
  - (3) 大学、試験研究機関及び公益法人
  - (4) 第8条第1号から第7号までの規定に該当しないもの
  - (5) その他ホームページの利用者の便宜上有益なものと運用責任者が認めたもの
- 2 本会は、リンクしている他のホームページの内容に関して一切の責任を負わない。
- 3 本会は、リンクしている他のホームページの内容が第1項第4号に該当しないこととなった事実を知り得た場合は、速やかにリンクを削除する。

(電子メール利用の原則)

第12条 ホームページを閲覧する者が電子メール（以下「メール」という。）を用いて本会に意見、照会等を行う場合は、その者の氏名、住所、電話番号等を明記して行わなければならない。

(メールの取扱い)

第13条 受信メールは、本会の事務局において処理する。

2 メールは、原則として非公開とする。ただし、本会の会員及び県民の関心の高い重要な施策に関する意見については、主旨をホームページ又は本会の会報等で公開することができる。

(セキュリティ及びシステム管理)

第14条 本会は、ホームページの安全な管理運営に努めるとともに、個人情報の流出防止のため、物理的及び電子的に適切な手段を講ずるものとする。

2 ホームページは、本会の事務局長がシステム管理を行うものとする。

(個人情報の収集管理)

第15条 本会は、ホームページを通じて個人情報を収集する場合は、収集の目的を明らかにして必要最小限の範囲で収集するものとする。

2 本会は、ホームページを通じて収集した個人情報は、あらかじめ明示した収集目的を超えて利用し、又は外部への提供をしてはならず、保有の必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

(著作権の表示)

第16条 各ページの著作権に関しては、本会が有するものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めのない事項は、運用責任者が理事会の決議を経て処理する。

(規程の制定及び改廃)

第18条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年7月9日から施行し、平成28年7月1日から適用する。